

**ケーブルテレビ**  
**いなば ぴよんぴよんネット**  
デジタル 12ch  
《9月の番組ガイド》  
鳥取市広報番組

## とっとり知らせたい!

市民と行政がつながるTV「とっとり知らせたい!」。さまざまな情報をお送りしています。みなさんの知らせたい!情報も待っています。

【放送】毎週金・土

「元気です」は、ものづくり道場の土井康作さん、「とっとりっすまいる」は、福部小学校。大学生と市役所の謎に迫る「市役所探検」のコーナーもあります。また、マイナンバー制度や国勢調査についても詳しくお伝えします。 **f「とっとり知らせ隊」も見てね!**



### 鳥取市議会 9月定例会

市議会定例会の一般質問の様態を終了まで生中継、当日午後6時から122ch(第2放送)で再放送します。

静止画文字情報

【鳥取市からのお知らせ】【放送】毎週水・木・金・土

いなばぴよんぴよんネット  
自主制作番組

農業番組『いなばアグリタイム』【放送】毎週水・木

鳥取特産の二十世紀梨収穫や稲刈りの話題、栽培情報では水稻の刈り取り適期などを紹介します。

地域情報番組『とっとりウオーキング』【放送】毎週日・月

芸術・文化・運動の秋をテーマにしたイベントや、市内各地で行われた運動会や長寿を祝う催しを紹介します。

生活情報番組『ぴよんぴよんワイド』【放送】毎週火

市内各地で開催されたイベントや講演会の様態をお送りします。

手話番組『手話でコミュニケーション』【放送】毎週日・月

ニュースや話題、行事、お知らせを手話や字幕で紹介します。

122ch(第2放送)

週替わりでリクエスト番組やイベント番組を再放送。また、テレビでしゃんしゃん体操を毎日放送中!

※番組の放送時間や内容はホームページまたはデジタル放送の電子番組表(EPG)をご覧ください。

### 情報をお寄せください!

いなばぴよんぴよんネット ☎0857-22-6111  
※放送内容は予告なく変更することがあります。番組の放送時間は、ホームページでも紹介しています。  
<http://www.inabapyonpyon.net>

## 市民政策コメントを募集します

鳥取市人口ビジョン及び創生総合戦略(素案)

問 本庁舎創生戦略室(〒680-8571 尚徳町116)  
☎0857-20-3160 ☎0857-21-1594  
✉sousei@city.tottori.lg.jp

本市では、人口減少の抑制・克服と地方創生の実現に向け、特色ある地域資源などを生かした取り組みを盛り込んだ「鳥取市人口ビジョン及び創生総合戦略」を策定しています。

このたびビジョンと戦略の素案をまとめましたので、ご意見を募集します。

計画期間 平成27年度から平成31年度の5年間

資料公開 本庁舎、駅南庁舎、各総合支所の窓口、本市公式ホームページなど

公開期間 9月14日(月)まで

提出方法 様式は問いません。住所、氏名、電話番号を明記のうえ、郵送、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかで問合せ先まで  
※本市公式ホームページからも入力することができます。

提出期限 9月14日(月)必着

鳥取市安全で安心なまちづくり基本計画(案)

問 本庁舎危機管理課(〒680-8571 尚徳町116)  
☎0857-20-3127 ☎0857-20-3040  
✉kikikanri@city.tottori.lg.jp

犯罪を未然に防止し、市民が安全に、そして安心して暮らすことができるまちづくりを総合的、計画的に推進するため、「鳥取市安全で安心なまちづくり基本計画」を策定中です。

このたび計画の素案をまとめましたので、ご意見を募集します。

計画期間 平成28年度から平成37年度の10年間

資料公開 本庁舎、駅南庁舎、各総合支所の窓口、本市公式ホームページなど

公開期間 9月28日(月)~10月19日(月)

提出方法 様式は問いません。住所、氏名、電話番号を明記のうえ、郵送、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかで問合せ先まで  
※本市公式ホームページからも入力することができます。

提出期限 10月19日(月)必着

## 就学時健康診断を行います

問 第二庁舎学校保健給食課  
☎0857-20-3376 ☎0857-29-0824

来年4月に小学校へ入学する児童(平成21年4月2日~平成22年4月1日生まれ)を対象に、健康診断を行います。対象児童の家庭には、10月上旬に案内通知などを送付しますので、その通知などを持って、会場にお越しください。各会場と、小学校区ごとの日程は学校保健給食課のホームページをご覧ください。

※お住まいの校区以外の会場で受診を希望される場合は、上記の通知がお手元に届いた後、問い合わせ先までご連絡ください。

## 児童家庭課からのお知らせ

問 駅南庁舎児童家庭課  
☎0857-20-3464 ☎0857-20-3405

### ◆保育料の第3子以降無償化

平成27年9月分保育料より多子世帯(3人以上の児童がいる世帯)に対し、以下のとおり保育料の第3子以降無償化を行います。

※なお、この制度に該当される場合であっても、申請書などの提出は不要です。



【保育料の第3子以降無償化の概要】

区分	内容
対象者	保育所、認定こども園、地域型保育事業所、新制度に移行した幼稚園(市立幼稚園)に入所されている第3子以降の児童
適用時期	平成27年9月分の保育料より
所得制限	なし

なお、新制度に移行していない私立幼稚園に通われている児童についても、上記と同様に9月分からの保育料無償化を行います。事業内容の詳細は、保護者の皆様に後日お知らせいたします。

### ◆平成27年9月以降の保育料

平成27年4月分の保育料より、算定の基準が従来の所得税額から市民税額に基づいて計算しております。それにより4月から8月分については、平成26年度市民税額により決定しておりましたが、9月以降の保育料は平成27年度市民税額により新たに決定するため、9月分以降保育料が変更する場合があります。

詳しくは、9月下旬に保護者の皆様にお渡しする保育料決定通知書をご覧ください。

## 高齢者への日常生活用具購入費助成

問 駅南庁舎高齢社会課  
☎0857-20-3453 ☎0857-20-3404

次の3つの条件全てに該当する対象者に、安全に日常生活を送るために必要な生活用具を購入する費用の一部を助成します。

対象者 ①おおよね65歳以上のひとり暮らし高齢者  
②認知症または身体機能の低下により防火などへの配慮が必要な人  
③市民税が非課税の世帯

対象品目 電磁調理器(1台)、自動消火器(2台まで)のどちらか1品目

助成額 電磁調理器(助成対象額3万円まで)、自動消火器(助成対象額2万円まで)の助成対象額のうち、10分の9に相当する額

※申請には、購入日、申請者名、購入品名および販売店名が記入された領収書などが必要です。

## 固定資産税課からのお知らせ

問 駅南庁舎固定資産税課  
☎0857-20-3424 ☎0857-20-3401

### ◆固定資産税の課税対象になる家屋とは

次の要件を有するものとなります。  
①基礎などで土地に定着して建造している  
②屋根があり、三方以上の周壁があり、風雨をしのぎ得る状態の建物(外界から遮断することができる一定の空間を有する建物)  
③居住、作業、貯蔵などの用途に供し得る状態にある建物  
買って来た物置や自分で建てたものでも、上記の要件を満たすものは、固定資産税の課税対象になりますので、その場合はご連絡ください。



### ◆家屋の取り壊し・用途変更

固定資産税は、毎年1月1日を基準日として課税されます。

12月31日までに家屋の全部または一部を取り壊した場合、または事務所・店舗・倉庫から住宅に変わったなど家屋の用途を変更した場合は、税額が変更される場合がありますので、早急に固定資産税課へご連絡ください。

一般に住宅の敷地となっている土地については、税負担を軽減する特例が適用されるため、家屋の取り壊しや用途変更により土地の固定資産税も見直される場合があります。

なお、家屋の取り壊しや用途の変更などで、法務局に滅失・表示変更登記をした場合は、届け出の必要はありません。

### ◆長期優良住宅の税の軽減

長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置

新築住宅(専用住宅・併用住宅・共同住宅)で以下の要件を満たす家屋は5年間(建築確認申請にて3階建以上の中高層耐火、準耐火住宅と確認できるものについては7年間)120平方メートルを限度に固定資産税が2分の1になります。

なお、併用住宅については、居宅部分の割合が2分の1以上のものに限りです。

減額措置の対象となる新築住宅の要件

- ①、②の要件を満たしている建物が対象です。  
①長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する長期優良住宅の認定を受けていること。  
②【新築時期】平成21年6月4日~平成28年3月31日  
【床面積】50平方メートル以上280平方メートル以下  
注1:一戸建以外の貸家住宅にあっては40平方メートル以上280平方メートル以下  
注2:併用住宅にあっては居宅部分の床面積のみ対象

減額を受けるための手続き

認定を受けて新築された住宅であることを証する書類(長期優良住宅認定通知書の写し)を添付し申告してください。  
※長期優良住宅認定通知書の発行については、建築指導課(本庁舎1階)にご相談ください。